

令和4年2月9日

令和4年第2回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年2月9日 午前10時00分 由宇総合支所（2階会議室）、玖珂総合支所（第1会議室）、周東総合支所（会議室3）、美和総合支所（3階会議室）の4会場において総会を招集した。（Web会議）

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番 森川 稔己	2 番 上田 恩	3 番 刀祢明 薫
5 番 廣本 照子	6 番 桑田 貢	7 番 上尾 家隆
8 番 寺 篤志	9 番 杉本 孝道	10 番 清弘 進
11 番 片山 剛	13 番 末光 智美	15 番 石見 共江
16 番 原田 孝親	17 番 水野 ミツ子	18 番 松宮 榮昭
19 番 林 聖文	21 番 小川 栄太郎	22 番 梅川 仁樹
23 番 秋本 義春	24 番 松重 公義	

3 本日の総会に欠席した委員

4 番 小野原 暢	12 番 藤村 浩司	14 番 常藤 隆彦
20 番 藤本 哲		

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長 中西 亮二	次 長 有馬 秀樹
由宇支所 小池 泰弘	周東支所 金子 健太郎
周東支所 沖田 史典	錦 支所 大谷 彰弘
美和支所 石川 育代	

5 会長は午前10時00分、委員総数24名のうち20名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5 番 廣本 照子	6 番 桑田 貢
-----------	----------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号 岩国市の農業施策に関する意見について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 認定電気通信事業者等が行う中継施設の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 現況証明

6 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和4年第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数24名のうち、20名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、5番 廣本照子委員 と6番 桑田貢委員 を指名いたします。
よろしくお願い致します。

それでは、議事にうつりますが、本日の議事進行につきましては、事前にお知らせしていたとおり、審議時間の短縮を図るため、担当委員からの各事案への補足説明は、原則として行わないことといたします。なお、特に必要と思われる場合には、補足説明も可能ですので、その際は申し出てください。

「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は、2,414 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は譲受人の新規農業開始です。権利の種類は所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

営農計画は、竹の伐採を行い、柑橘類や柿を植栽し栽培管理するとのこと
です。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は704 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

営農計画は、水稻を作付けすることのことです。

議長

担当委員より、追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は818 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は譲受人の新規農業開始です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

営農計画は、露地野菜の栽培で、家族で一連の作業を行うとのこと。この案件は、6番の周東町の案件と関連しており、2件で下限面積要件を満たしています。

議長

担当委員より、追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、1,885 m²ほか2筆で、合計5,654 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

営農計画は、水稻を作付けするとのことです。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区。

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は138 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲渡人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

営農計画は、露地野菜の栽培で、家族で一連の作業を行うとのことです。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。

面積は1,314 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の新規農業開始です。権利の種類は所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

営農計画は、露地野菜の栽培で、家族で一連の作業を行うとのことです。この案件は、3番の天尾の案件と関連しており、2件で下限面積要件を満たしております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ないです)

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

それでは、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、田及び畑。

面積は748 m²ほか、1筆で合計770 m²です。申請人は記載のとおり。

理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

営農計画は、水稻及び露地野菜を作付けするとのことです。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、「議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

1番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、1,200 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、杉の植林です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、何かご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することを決定します。

続いて、「議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、荒廃。

面積は、224 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

譲渡人と譲受人は親子で、この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、「議案第7号 岩国市の農業施策に関する意見について」を上程します。

では、事務局より説明してください。

事務局

意見書につきましては、前回、3年前に提出しておりますが、農業委員の任期の最終年度に、今まで総会後に行ってきました、新規就農者や現地巡回調査での意見交換などを通じて、地域の課題等が見えてきましたので、会長の意見を踏まえて作成しています。

テーマは「持続可能な農業・農村の振興のための方策」として、3つの課題で整理しております。

一つ目は、「人材の確保と中核経営体の育成」として、4つの意見

二つ目は、「農業の生産振興」として、3つの意見

三つ目は、「情報共有」としての、2つの意見、をそれぞれ積極的に取り組んでほしい意見として、あげております。

それでは、今、●●の方から説明しましたけれども、若干、補足説明がありますので、お願いします。

事前にお配りしておりました意見も付けておりますけれども、その後、本日お手元に、意見の修正の案をお配りしております。これを開いていただきましたら、赤い字で記入の追加をしたものがございます。これについては、元々、作っていたものは、会長のご意見を参考に、意見書として作成させて頂いていたのですが、その後、松宮職務代理より、追加の意見がございましたので、それを反映する形で、赤い字の部分を追加しておりますので、少し説明をさせていただきます。

まず、意見書の1番の「人材の確保と中核経営体の経営育成」のところの①ですが、需要を見定めて、経営として成り立つ、ということで、流通の部分に少し目を向けるべきだろうと、という松宮職務代理の意見がございました、この言葉を追加しております。

そしてもう一点は、めくっていただきまして、2番の「農業の生産振興」の③のところを記載しております。元々③であったものは、④に移動しまして、③として新しい項目を設けております。これも松宮職務代理から、流通の部分を少し書き加えて下さい、というご意見がありまして、③多様化して

いる農産物の流通ルートに対応出来るよう、流通システムの改善を図ること、ということ追加させていただいておりますので、本日お手元に配布しました、意見書においてご審議をいただいたらというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長

私の方からも、2、3補足させていただきたいと思います。

今回の意見書につきましては、この3年間、現地の巡回調査、また新規就農者等の意見を踏まえまして、作成したものでございます。

1番の「人材の確保と中核経営体の育成」のところにありますように、農業の担い手や、後継者の確保というのは、本市におきましても喫緊の課題であると、これが最重要課題ではないかというふうに位置づけております。しかしながら、このまま放っておきますと、先が見えないという状況にありますので、生産振興、また新規就農者からのご意見もありました、「情報の共有」という部分もプラスして、前向きにということですね、持続可能な農業、農村の在り方についてということで、今回の意見書を取りまとめさせていただきます。

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

第 23 番

あの、情報の共有というところに値すると思うのですが、最近あのなんか、転作について色々水田に5年間ほど、水貼らんような場合があると、いわゆる、どう言いますか、転作とみなさないとか、畑地としてせっかく作物を作ってきたのに、その今更、水を張ってあの畑地に水を張れというような、どうにもならんとかいうような意見も出ているようですね。あのやっぱりそういう農政が転作についてもあの色々、手を掛けてくるというか、だんだんやりにくくなるような、状況にあらうと思います。その辺の情報というのが、これに全然入ってない。最新の情報というのをしっかりあの、皆さんに共有出来たらいいんじゃないかなと思うので、その辺の勉強というの、やっぱり今の時期にやっておく必要があるんじゃないかなと思います。出来たらすぐ、消費者の方が非常に厳しくなるということになんですかね。助成金なんかもだんだんだんだん削られていくということ。

議長

今の、秋本委員からのご指摘じゃなかったかと思いますが、今、秋本委員の言われていたものは、水田利活用の転作について、5年間水を張らなかつたらもう畑地化しなさいというお達しが出ています。で、皆様方のお手元にも、岩国市の再生協の方から、令和4年の作付けについての、細目書の方が配布されているかと思いますが、その中にですね、それぞれ、今、秋本委員からご指摘があった件につきましては、説明の文書が入っておりますので、これにつきましては、岩国市内の農業者に向けてはですね、情報は共有されているんじゃないかという風な認識でおりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

第 18 番

私、ちょっと補足をさせて頂いたことについて、ひと言ご説明させていただきたいと思います。

新規就農とかいうことで、就農される方が、離散される、ほとんど多くの原因は、価格が安定していないから、収入の安定確保が出来ないということにあったかと思います。現在、岩国の流通システムを見ますと、地方卸売市場を中心として、小売店を主体とした、せりによって価格の設定がなされております。で、かたや仕入れる側としては、●●●●の市場、それと●●●●と二つがありまして、私、イチジク部会の取りまとめしておりますけれど、イチジクが非常に増えた時に●●●●の方にたくさん出します。それでありながらも、●●●●の方からは、送りのイチジクがたくさん入ってきまして、もう本当に捨て値になってしまう。こういう流通システムのことで、大変悩んでいまして、そのことをこの機会に是非加えて頂けたら、新規就農される方、あるいは、私ども個人でやっております農業会の者にとっても、元気があるし、緊急の課題ではないかと思ひまして、補足させて頂きました。以上です。

議 長

そのほか、ご意見ございませんか。

異議がありませんので、議案第7号は原案どおりとすることと決定し、「岩国市の農業施策に関する意見書」を、市長に提出することと致します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。
面積は、96 m²ほか、2筆で、合計 950 m²です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、宅地拡張、駐車場です。農地区分は市街化区域です。

ほか6件、合計7件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事 務 局

1 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。
面積は、2,592 m²です。届出人は記載のとおり。
理由は合意解約です。

ほか16件、合計17件の通知がありました。

議 長

報告第3号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。

面積は、236㎡のうち、4㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は、第2種農地です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。

ほか、3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 錦地区

報告年月日は、令和3年12月23日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は特例有限会社です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上、1件の届出がありました。

議 長

報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

① 「岩国市の農業施策に関する意見書」市長への提出について

議 長

各支所の事務局から、伝達事項はございませんか。

委員の皆様から報告事項、伝達事項ありませんか。

それでは、次回の定例総会につきまして、ご説明します。

次回は、3月16日（水）午前10時00分から、岩国市民文化会館、第1研修室を予定しておりますが、新型コロナウイルスの今後の感染状況によりましては、開催方法や、会場などが変わる可能性がありますので、よろしく願いいたします。その折には、今回の様に、3月16日の水曜日の10時から、ウェブ会議ということであるかもしれませんので、今後の事務局

からの連絡をお待ちいただけたらと思います。

それでは、以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年3月16日 水曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 第1研修室。

午前10時29分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 桑田 貢

署名委員 廣本照子